

【2011年2月10日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第23号 ■

---

---

---

平成23年度からキャリア形成促進助成金の助成内容が変わります

---

「キャリア形成促進助成金」は、企業が従業員に職業訓練を実施したり、従業員の自発的な職業能力開発を支援した場合などに、訓練などにかかった費用や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

この助成金は、現行制度では4つのメニューがありますが、昨年実施された事業仕分け結果などを踏まえ、平成23年4月1日から助成内容を変更（※1）します。  
（※1）国会での審議を経た後に正式決定します。

【キャリア形成促進助成金の変更内容】

（現行）		（平成23年度改正案）
・訓練等支援給付金	→	・見直し
・職業能力評価推進給付金	→	・廃止
・地域雇用開発能力開発助成金	→	・廃止
・中小企業雇用創出等能力開発助成金	→	・継続

●「訓練等支援給付金」の見直し内容

「訓練等支援給付金」の助成項目のうち、「ジョブ・カード制度による雇用型訓練」に対する助成を廃止し、一般の職業訓練に対する助成に整理、統合します。

具体的には、一般の職業訓練に対する助成では、助成対象となる訓練をこれまでOFF-JT（仕事を離れて行う訓練）に限ってきましたが、大臣認定等を受けた訓練（※2）に関しては、OJT（実際の仕事を通じた訓練）でも、1時間当たり600円助成します。

（※2）現行の対象認定実習併用職業訓練、対象有期実習型訓練も含まれます。

詳しくは下記のサイトをご覧ください。厚生労働省にお問い合わせください。

【平成23年4月1日からのキャリア形成促進助成金について】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/d01-1g.pdf>

**【現在のキャリア形成促進助成金】**

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/d01-1.html>

**【お問い合わせ先】**

厚生労働省 職業能力開発局 育成支援課 電話：03(5253)1111(内線 5938)

- 
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
  - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
  - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。  
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-